

# 万一のときの費用を 家族に負担がないように 信託で用意

NPO法人パオッコ

「離れて暮らす親のケアを考える会」

太田差恵子

ります。親が加入していた生命保険にしても、通常、請求手続きが完了するまでにはある程度時間を要します。

このような課題の解決策のひとつとして「信託」を活用する方法が考えられます。信託銀行や「信託」業務を行う

銀行では、顧客から預かったお金を管理・運用し、事前に決められた受け取り方法に沿って、お金を支払う商品を販売しています。これまでは顧客の希望に細かく合わせたオーダーメイド型が主流でした。預け入れ額も数千万円以上といった富裕層向けだったのですが、近頃では手軽に使えるパッケージ商品が登場しています。

## ●リソな銀行「心の信託」

りそな銀行の「心の信託」もそのひとつです。今年6月から販売されています。

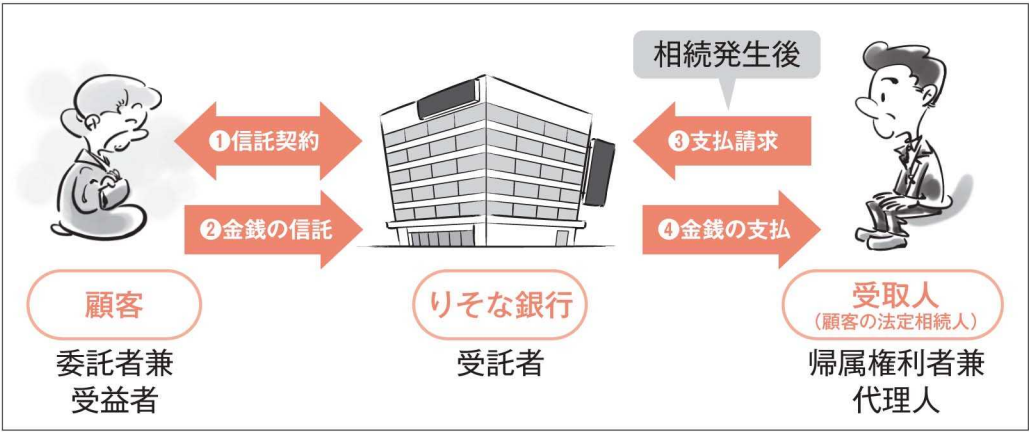
委託者から生前に50万円以上500万円以下を信託で預

かります。亡くなると相続手続きが終わる前でもあらかじめ決めておいた受取人（法定相続人から1名）が「亡くなった」ことを銀行に届出れば即日解約でき、現金を受け取ることができます。

本商品には手軽感に加え、もう一つ大きな特徴があります。預け入れ人が入院して自分で銀行に行けないような場合に、受取人が医療費の請求書、または領収書を提出することによりその費用を引き出せる点です。通常の預金では、本人でなければ引き出すことはできません。

この商品の信託報酬（手数料）は、預け入れ額が50万円でも500万円でも同額で5万円＋消費税です。一般的な信託報酬は3%程度の設定が多いなか、パッケージ商品だから1%（500万円預け入れ時）とお得感のある設定となっています。5年未満の解約は手数料が発生しますが、

多くの親世代は「葬儀費用は自分で用意する。子どもに迷惑をかけたくない」と話されます。しかし、死亡が確認されると、被相続人の銀行口座は遺産分割協議書の提出などの手続きが終わるまで引き出せなくなります。残された家族は、当面の葬儀費用をはじめ入院治療に要した費用等を親自身のお金でまかなおうと思っても、立て替えなければならなくなることがあ



絵・せきとものぶ / (株)カトウプロ

原則元本は保証されます。

●エンディングノートに  
自分史も

一方、興味深い付加価値があるのも特徴です。契約時にオリジナルの「エンディングノート」が渡されます。自分史や周囲への感謝の言葉、財産情報などを記録することができます。記入することにより、自分の人生を振り返ったり、家族に伝えたいことを整理したりするきっかけとなります。

記入が終われば、銀行で預かり保管。家族が預け入れ人の死亡を伝えると、預け入れていたお金と一緒に引き渡される仕組みです。「お金だけではなく、ご家族に『こころ』をつなぐお手伝いをしたいと考える開発した商品です」と担当者。

通常の「預金」は預け入れ人と受取人が同じであるのに対し、本商品は異なるという

大きな違いがあります。だからこそ、自身の「そのとき」に備えることができるといえるのでしよう。

受取人が確実にお金を受け取れるよう、りそな銀行では契約時には原則、預け入れ人と受取人2人に対面で説明するようにしているそうです。また、預け入れ金は相続財産の一部になることが予想されるため、預け入れ額が総資産に対し過大でないかなど事前の審査も行われます。

「信託」のシステムはこれまで富裕層以外では馴染みが薄かったため、本商品に関心を示す顧客からも「銀行にお金を預けるのに、なぜ手数料を支払わなければいけないのですか」といった疑問の声を投げかけられることもあるそうです。信託では管理のための費用がかかります。

「心の信託」はパッケージ商品ですが、オーダーメイド型であれば自身が認知症になっ

た場合に生活費として毎月一定額を受け取れるようにしたり、自身の死亡後に障がいのある子どもに毎月一定額を渡せるようにしたりさまざまな活用が可能です。

\* \*

預け入れの最低金額を引き下げ、手数料も安くしたパッケージ型「信託商品」により一般家庭でも利用しやすくなったといえるでしょう。りそな銀行のほか、同業他社でもパッケージ商品が注目をされているようです。

預金にはない新たな機能の備わった「信託」の活用は、資産承継の一つの有効な方法だと思えます。